

## 審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 総務部・法務私学課

法令名	宗教法人法	法令の番号	昭和26年法律第126号
許認可等の種類	宗教法人の任意解散の認証	根拠条項	第46条
審査基準	<p>宗教法人の任意解散の認証に関する審査に当たっては、法の規定の外、特に以下の点に留意して行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法第45条に基づき提出された書類について、その証明している事実の存否に理由ある疑いを持つ場合には、その疑いを解明するための調査を行う。</li> </ul>		
受付機関	法務私学課	処理機関	法務私学課
交付機関	法務私学課	標準処理期間	45 日
		標準経由期間	日
		目次	NO